11　旧令医療経理

貸借対照表の要旨

（平成29年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方		金額	貸方		金額
流動資産		31,705	流動負債		11,674
現金・預金	13,841		未払金	10,324	
その他	18,028		その他	1,350	
固定資産		62,714	固定負債		31,224
有形固定資産	62,664		投資不動産引当勘定	11,542	
投資その他の資産	50		引当金	19,681	
繰延資産		568	基本金		235
			基本金	235	
			剰余金		51,855
			資本剰余金	4,459	
			利益剰余金	47,396	
資産合計		94,989	負債・純資産合計		94,989

㈱　有形固定資産の減価償却累計額は、100,162百万円である。

損益計算書の要旨

（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）　（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		100,027	経常収益		99,020
事業費用	99,126		事業収益	98,055	
引当金等繰入	164		補助金等収入	217	
事業外費用	736		引当金等戻入	746	
特別損失		1,980	事業外収益	1	
			特別利益		1,300
			当期損失金		1,686
合計		102,007	合計		102,007

㈱　当期損失金1,686百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第85条第２項において準用する第84条第２項の規定により、積立金を取り崩して補てんし、整理する。

重要な会計方針等

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　先入先出法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　100,162百万円

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

未収金の貸倒れによる損失に備えるため、規則第76条の規定により、事業に係る未収金の年度末残高に対する１／100を計上している。

⑵　退職給与引当金

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、連合会に使用される者が期末において退職した場合に支給される基本額の全額を計上している。

⑶　災害補てん引当金

有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備のため、規則第74条の規定により、所要の金額を計上している。

⑷　特別修繕引当金

事業に使用している施設について、翌事業年度以降に大規模の修繕をすることを予定しているため、規則第77条の規定により、所要の金額を計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　繰延資産の処理方法

開発費

５年間で均等償却している。

弁理士登録公告

平成29年８月２日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登録

月日	登録番号	氏名
８月２日	21238	武藤　啓侑
８月２日	21239	今村　悠
８月２日	21240	石原　克紀
８月２日	21241	會田　修一
８月２日	21242	千葉　成就

登録抹消

年月日	登録番号	氏名	事由
平成29年６月22日	08498	澤野　勝文	死亡抹消
平成29年７月28日	10038	中辻　敏春	申請抹消

弁理士数　11,248名

（平成29年８月２日現在）

平成29年８月21日　日本弁理士会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成29年８月21日　奈良県教育委員会

１　氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者

長谷川一真、東京都

⑴　小学校教諭一種免許状、大阪府教育委員会

⑵　養護学校教諭一種免許状、大阪府教育委員会

⑶　聾学校教諭一種免許状、大阪府教育委員会

２　失効年月日　平成29年６月20日

３　失効事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍北海道岩見沢市10条東６丁目２番地１、住所本籍に同じ、氏名村上正、年齢72歳

上記の者は、平成29年６月１日午後５時35分札幌市白石区菊水４条２丁目３番54号で死亡した。死因は腎不全。